



熊本地震復興支援 「Stand Up熊本!」

中標津農業高校の生徒たちが、熊本地震災害の復興支援活動に取り組み、5月14日には町内大型店舗で募金活動を行いました。

空とみどりの交流拠点

広報

中標津

No.642

なかしべつ



2016 平成28年

6

発行／中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課情報推進・広報調査係
☎0153-73-3111 ☎0153-73-5333



中標津町ホームページ

URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

携帯サイト <http://j.nakashibetsu.jp/>

お問い合わせは、
ホームページ下段の「お問い合わせ」より



中標津町子育て支援事業について

中標津町子ども・子育て支援事業計画とその取り組み状況について

基本理念

『地域で育つ 地域で育てる 未来の力』

～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもつてくらしを育む町～

中標津町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議委員と町の関係担当者で構成された推進協議会により検討し、子ども・子育て支援新制度による保育体制整備を含む総合的な子育て支援を推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間に取り組むべき計画として策定しました。

●主な取り組み

基本目標Ⅰ 子育て家庭を応援・支援する地域づくり

すべての親が安心して子育てができ、子どもたちがたくさん笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、教育・保育の質の向上や一時預かり事業など、子育て支援全体の体制充実を目指し、次の事業に取り組んでいます。

●子育て支援体制の充実

平成27年度から児童センター「みらいる」内に子育てルームを開設し、子育て支援センター機能を統括しました。また、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施しています。昨年度は対象家庭の85%にあたる176件の家庭を訪問しました。



●病児保育事業

子どもの病気により集団保育が困難な期間において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業を中標津こどもクリニックに委託し実施しています。昨年度は68世帯が登録し、延べ98人が利用しました。

●ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業

ファミリー・サポート・センター事業とは子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）が会員組織をつくり、会員相互の信頼関係のもとに地域全体で子育てを応援する仕組みです。昨年度から一時預かり事業と合わせてNPO法人子育てサポートネットのる・るに委託し実施しています。提供会員が35名、依頼会員として291世帯が登録し、延べ150人が利用しました。また、一時預かり事業については、246世帯が登録し、延べ657人が利用しました。

●幼稚園型一時預かり事業

保育の必要な世帯であっても幼稚園を選択しやすいよう幼稚園に一時預かり事業を委託し、3歳児以上の保育枠の拡充を図っています。

●援助を必要とする家庭支援

障がいをもつ児童・保護者が安心できる一時的預かりサポートとして、平成23年度より障がい児等日中一時支援事業を実施しており、昨年度は延べ265人が利用しました。また、平成25年度より放課後等児童デイサービスを実施しており、昨年度は延べ2,685人が利用しました。

基本目標Ⅱ

次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

多様な文化活動に触れる機会を子供たちに提供し、家庭や地域の教育力の向上を目指す地域ネットワークによる取り組みを推進しています。



● 児童の健全育成

児童センター「みらいる」がオープンし、赤ちゃんから中高校生までの活動スペース、居場所となり、地域の拠点施設とした役割を担っています。

児童館では仲間づくりや交流の場として児童の健全育成に努めています。地域とのネットワークによる「じどうかん祭り」、地域と協働して菜園造りに取り組む「たがやし隊」事業、次世代を担う子どもたちを指導するボランティア活動「チャイルドアドバイザー」事業を実施しています。また、留守家庭対策事業である児童クラブは、小学1～3年生を対象に、現在286人の児童が登録しています。また、児童館の利用時間を最大で午後6時までに延長するなど、児童の居場所の確保を図っています。

基本目標Ⅲ

子どもを健やかに生み育てる環境づくり

思春期から、妊娠・出産・新生児期・乳児期・幼児期を通じて総合的に母子保健サービスを実施しています。

● 学童・思春期に対する支援

町内の中学3年生の生徒全員を対象に、赤ちゃんに触れ合うことにより「命の重み」を伝えることを目的とする「赤ちゃんふれあい交流事業」を継続して実施しています。この事業も10年が経過し、当時の中学生が母となり子どもを連れての参加も増えています。

● 妊娠・出産・新生児への支援

妊婦健康診査費用（一般健康診査14回、超音波検査6回）を助成し、特定不妊治療費の助成を継続して実施しています。また、パパママ教室、妊婦相談・訪問事業を継続して実施しています。



● 健やかな成長・発達への支援

子どもの健やかな成長・発達のため、乳幼児健診・相談、予防接種の周知勧奨を継続して実施し、健康増進に努めています。

基本目標Ⅳ

子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもたちの下校時間に合わせ、青色回転灯を装着した車両での防犯パトロールや、町内会の防犯部による見回りを実施しています。また、各関係機関が連携し、虐待等の早期発見・早期解決のため、即時のケース検討会議開催体制が図られています。

どさんこ・子育て 特典制度のご案内

「どさんこ・子育て特典制度」は、小学生までのお子さんがいる世帯もしくは妊娠中の方がいる世帯を対象に、この制度に協賛する町内、道内の店舗やテーマパーク、宿泊施設等をお子さんと同伴で利用する際、特典カードを提示することにより様々なサービスが受けられる制度で、平成28年度から、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する41道府県で、利用できるようになりました。

特典内容は、協賛店等のご厚意によるもので、商品や利用料の値引き、お子さんへのプレゼントなど協賛店等で異なります。

特典カードは町内の小学校、幼稚園、保育園等を通じて配付しますが、配付されなかった世帯については、児童センター「みらいる」または役場子育て支援室（④番窓口）で受け取れます。その際は、お子さんの生年月日がわかるもの（保険証など）の提示が必要です。

協賛店等や特典内容など詳細につきましては、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuj/dosanko.html>）からご覧になれます。



問い合わせは、子育て支援室まで。

国保だより



●国民健康保険税の軽減制度と課税限度額が変更になりました

平成28年4月1日より法律等の改正に伴い、低所得者に対する軽減対象世帯の基準額が拡大及び、賦課限度額が引き上げとなりました。

◆低所得者に係る軽減対象基準額の拡大

◎世帯単位での国保被保険者合計所得が下記の基準値以下となった場合に軽減が受けられます。

○均等割額及び平等割額が5割軽減される世帯

基礎控除(33万円) + 26.5万円 × (被保険者数 × 特定同一世帯所属者数)

○均等割額及び平等割額が2割軽減される世帯

基礎控除(33万円) + 48万円 × (被保険者数 × 特定同一世帯所属者数)

軽減基準額新旧表

	平成27年度	平成28年度
5割基準額	26万円	26.5万円
2割基準額	47万円	48万円

◆賦課限度額の引き上げ

○医療給付費分と後期高齢者支援金分のそれぞれが、52万円
→54万円、17万円→19万円と2万円ずつ、計4万円引き上げとなりました。

※介護納付金は前年と変更ありません。

賦課限度額新旧表

	平成27年度	平成28年度
医療給付費分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円

●納税義務者は世帯主です

国民健康保険税の納税通知書は各世帯主に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、**国保税の納税義務者は世帯主となります。**また、平成28年度の納付書につきましては、6月中旬をめぐりに発送させていただきます。

●倒産・解雇等で失業した方の軽減措置があります

被保険者の方が、勤務先の倒産や解雇等で本人の意思と関係なく、非自発的な理由により離職した方である場合、失業から一定の期間(最長で2年度分)、前年中の給与所得を100分の30として国保税の算定を行います。

また、高額療養費及び高額医療・高額介護合算制度の所得区分判定についても、国保税と同様の軽減措置を行います。該当される方は申請が必要となります。

◇対象者◇

以下の条件①～③(すべて)に該当される方が対象になります。

①雇用保険の【特定受給資格者】もしくは、【特定理由離職者】の方

②失業時点における年齢が65歳未満であること

③雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記のいずれかに該当する方

・特定受給資格者離職理由コード	⇒⇒ 11・12・21・22・31・32
・特定理由離職者離職理由コード	⇒⇒ 23・33・34

◇必要なもの◇

①雇用保険受給資格者証

②印鑑

③本人確認書類



●交通事故などにあった場合はまず連絡を！

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、保険証を使って治療を受けることができます。しかし、治療費は加害者が支払うものなので、一時的に国保が支払いを立て替えて、あとから国保が加害者に費用の請求をします。このため、**治療の前に必ず国保係に連絡をして、届け出るようにしてください。**

問い合わせ先 (国保税の算定に関する事、各種届出に関する事……住民保険課 国保係 (内線235・236)
納税相談に関する事……納税課 徴収対策係 (内線207)
口座振替や納税証明に関する事……納税課 収納係 (内線204)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

◆保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。
平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

区 分	平成26・27年度	平成28・29年度
均 等 割 (被保険者が等しく負担)	51,472円 (年額)	49,809円 (年額) (1,663円減)
所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.52%	10.51% (0.01ポイント減)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	57万円	57万円 (変更なし)

◆保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。
※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得－33万円)×10.51%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	--------------------------------

平成28年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別にお知らせします。

◆保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減 (世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定します。)

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険 (主にサラリーマンの方が加入している健康保険) の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。



問い合わせ先: 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
住民保険課後期高齢者医療係 ☎73-3111

「中標津町景観計画」を策定中です

中標津町景観計画は、平成27年度から2年間をかけて策定作業を進めています。景観計画の概要と策定方針について、お知らせいたします。

◆景観計画策定の背景と目的

バブル期に開陽台の開発危機が発端となり、中標津町の良好な景観を守り、つくり、育てるという基本理念のもと、平成8年に中標津町景観条例を制定しました。条例に基づいて開陽台周辺地区を「景観形成重点区域」に指定するなど様々な景観形成に係る形成基準を策定して、地域の発展と調和を図りながらルールに沿って豊かな自然を活かしたまちづくりに努めてまいりました。

一方、国でも良好な景観の形成を促進するため、個性的で活力ある地域社会の実現を図り地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観法が制定され、全国でも様々な取組がおこなわれています。

中標津町においても酪農景観と市街地景観の特性を活かした「景観まちづくり」を推進するために策定する景観法に基づく景観計画は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、いきいきと住み続けられる持続可能なまちとするため、財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいくことを目的としています。

《中標津町における景観関係の策定状況》

年 度	計 画 等
平成4年	景観形成ガイドプラン
平成5年	まちづくりガイドプラン
平成8年	景観条例
平成17年	開陽台地区を景観形成重点地区に指定
平成17年	国道バイパス沿いの景観形成基準
平成19年	携帯電話基地局設置に係る指導指針
平成24年	太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準

◆景観の取組により期待される効果

景観に取り組むことで様々なメリットがありますが、すぐに実感できるものは少ないかもしれません。しかし継続して取り組むことにより、きれいなまちとなって住みよい環境になり、「ふるさと」として愛着を持つ人が増え、より住みよい環境にするための活動等を通じて地域のコミュニティの活性化が期待できます。

また、地域の良好な景観が町内外で認識されることによって、観光客や移住者等をはじめとした様々な人が来町して交流人口が拡大し、町全体の活性化につながります。地域のイメージが良好であれば、特産品等のブランド化や産業の活性化が期待できます。

このように、良好な景観形成はまちの価値を高めることにつながります。そのことから、まちづくり・地域づくりと密接な関係にあることがわかります。

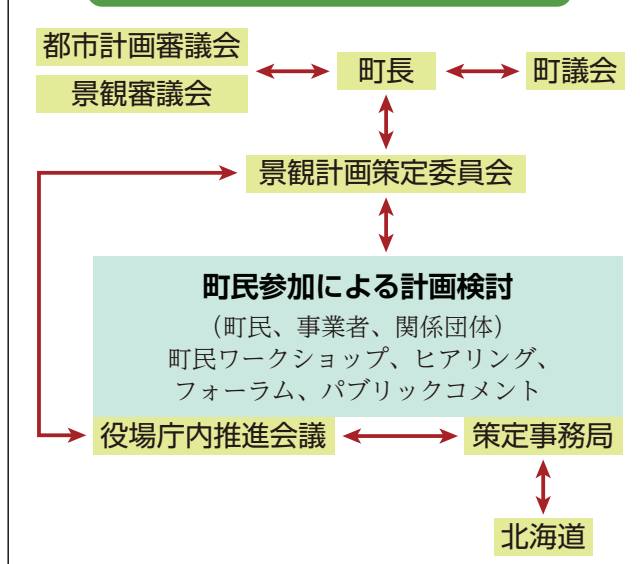
◆景観計画の策定手法

計画の検討にあたっては、町民の代表や学識経験者などで構成する景観計画策定委員会を設置して、町民・事業者・活動団体・行政の協働による検討、さらに中標津町都市計画審議会及び中標津町景観審議会から専門的な意見を伺いながら策定していきます。



景観計画策定委員会

《中標津町景観計画策定体制》



◆中標津町景観計画(骨子素案)◆

景観計画の内容は景観法に基づいた構成とし、策定委員会等で審議しています。

章	構 成	内 容 (予定)
はじめに	(1)景観計画策定の背景と目的	景観法に基づく景観計画を策定する背景や目的
	(2)景観計画及び景観条例の位置づけ	景観法や町の上位・関連計画との関係を整理
第1章 中標津町の景観 特性と課題	(1)中標津町の景観特性	地形や植生などの自然景観特性と酪農などが形成する景観特性、市街地などの景観について
	(2)中標津町景観的課題	良好な景観が今後適切に保全・活用されていくように土地利用や規制などを整理しながら検討し、中標津町の景観の課題を整理
第2章 景観まちづくり の基本理念・基本方針	(1)基本理念(案)の検討	景観形成の基本的考え方として、景観まちづくりの目標や目指す姿を検討する
	(2)景観計画区域	景観計画の適用される範囲を定める
	(3)基本方針(案)の検討	景観計画区域内において実現していくための方針
	(4)景域分類の考え方と方針	景観の特性の分類ごとに、ゾーン・軸・要素ごとの景観形成方針などを検討
第3章 中標津町の景観 形成のルール	(1)景観形成ルールの方針	基本理念や方針を踏まえ、ルールを適用させる対象や項目などを方針として示す(建築物、工作物、開発行為等)
	(2)届出対象行為	景観計画区域における届出対象行為を定める
	(3)景観形成基準	景観の特性ごとに景観形成基準(行為の配慮事項など)を定める
第4章 その他良好な景 観形成のために 必要な事項	(1)景観重要建造物の指定の方針	景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等の指定の方針
	(2)景観重要樹木の指定の方針	
	(3)景観重要公共施設等の指定の検討	
第5章 中標津町におけ る景観まちづく りの推進方策	(1)行政の取組	景観学習、景観形成推進補助、各種関連計画の推進、景観資源の戦略的活用方法の検討、(仮称)中標津町景観整備機構の創設など
	(2)地域の取組	日頃からの地域の環境美化活動、(仮称)景観まちづくりアクションプログラムなど
	(3)事業者の取組	(仮称)景観交流会への参画、(仮称)景観まちづくりアクションプログラム、その他景観まちづくりへの支援

策定委員会では現在まで3回会議を行い、第3章まで審議をおこないました。今年度も引続き審議をおこない、秋頃までに案をまとめパブリックコメントを経て、平成28年度末までに策定する予定です。

◆計画策定に向けて◆

景観は皆さんの日常の暮らし、仕事や生業といったものから生み出されています。これは行政だけではつくり出せないものです。方針や基準と聞くと規制などと思われがちですが、これからつくる景観計画は中標津の風景(情景)を町民の皆さんと守り、つくり、育てるためのルールであると考えています。

まち全体を対象とした景観づくり・まちづくりの計画になりますので、皆さんから多くの意見をいただき、共に考えながら策定していきたいと考えています。

今年度もワークショップやフォーラム等の開催を予定していますので、たくさんの方の参加をお願いいたします。



なかしべつ景観フォーラム(H28.2.19)

(景観計画については町のホームページにも掲載しています)

<http://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikankeikaku/>

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

後納制度が改正され、申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間は、過去5年の保険料を納めることができます。(例：平成23年12月分 → 平成28年12月末まで納付可能)

過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることにより、将来の年金額を増やすことができ、年金受給権の確保にもつなげることができます。

- 老齢基礎年金を受給されている方などは、後納制度をご利用いただけません。
- 納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。
- 後納制度を利用するには、事前の申込手続きが必要です。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除[※]）、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

問い合わせは、住民保険課 国民年金係まで。

ごみの不法投棄・野焼きは重大な犯罪です！

郊外に出ると目に付く空き缶やペットボトル、弁当の容器などのポイ捨て、さらには家庭ごみや引越し等で出た粗大ごみなどの不法投棄。あらゆるところにごみが捨てられています。不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると不法投棄の原因者は投棄したごみの撤去を求められるとともに、5年以下の懲役または1,000万円（法人には3億円）以下の罰金が科せられるなど、反社会的行為という位置づけが強化されています。また、不法焼却（野焼き）も同様に法律で禁止されています。この地域の豊かな自然を守るためにも、不法投棄及び不法焼却（野焼き）の防止に皆さんのご協力をお願いします。



ごみ分別の徹底について

町では、分別されていないごみ等は、収集できない理由を記載した警告シールを貼り収集しておりませんが、集合住宅等多くの方が使用されるごみ箱の中には、そのまま放置されている状況が多くみられます。そのまま放置されますと景観上も良くないばかりか、新たなごみの排出の妨げにもなりますので、再度分別の徹底をお願いします。

また、住民の皆さんが、町のごみ収集に出すために各家庭等で設置しているごみ箱は、風雪雨にさらされているため、徐々に傷んで、気がつかないうちに壊れている場合もあります。

ごみ箱を置かれている皆さんには、点検やお手入れをお願いします。

なお、町では壊れそうなおみ箱や道路用地内に設置されているごみ箱の移設について、設置している方にお知らせすることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

問い合わせは、生活課 環境衛生係まで。

中標津町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成25年4月から治療にかかる費用の一部を助成しています。

特定不妊治療費助成事業は、北海道においても助成がおこなわれており、中標津町では治療にかかる自己負担額から北海道の助成額を引いた残りの額について、5万円を上限として助成することとしています。

【対 象】 ①～④全てに該当する方

- ① 北海道特定不妊治療費助成交付を受けた方
(平成28年1月20日以降の治療終了より、男性の不妊治療も助成の対象となりました。)
- ② 夫婦の一方または双方が中標津町に住民登録をしていること
- ③ 他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない方
- ④ 町税等を完納している方

【助 成】

1回の治療にかかった費用が北海道の助成額を超えた場合、自己負担分を助成の対象としています。(上限5万円)。



詳しくは、中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係 ☎72-2733まで。



人権困りごと相談

法務省の人権擁護機関では、女性や子どもの人権相談など様々な人権に関する相談について、電話及び面接による相談に応じています。

特に電話による人権相談については、電話番号を全国共通化し次のとおり相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

○みんなの人権110番 0570-003-110

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん

○子どもの人権110番 0120-007-110

ゼロゼロなのひゃくとおばん

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

ゼロナナゼロのハートライン

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
（面接による相談もお受けしております）

6月27日～7月3日は、「子どもの人権相談110番」強化週間です。

期間中は、相談時間を延長して対応します。

6月27日(月)～7月1日(金) …… 午前8時30分から午後7時まで

7月2日(土)・7月3日(日) …… 午前10時から午後5時まで

申し込み・問い合わせは、釧路地方法務局 人権擁護課 ☎0154-31-5014(直通)まで。

●主要施策概要(予算説明書)を作成しました

平成28年度主要施策概要(予算説明書)「よくわかることしの中標津(まち)づくり」ができました。

これは、町民の皆さんに町の事業や予算状況などお知らせし、町政に対してさらに理解いただくために作成したものです。

町内会に加入されている方につきましては、今年も町内会経由で配布されますが、役場・計根別支所・総合文化会館・町立中標津病院にも置いてありますので、ご自由にお持ちください。



ふるさと中標津への応援 ありがとうございます

ふるさと納税制度とは、「中標津町を応援したい!」「中標津町に貢献したい!」そのような思いを形にするため、自分の「ふるさと」や「応援したい自治体」へ寄附をする制度です。

この制度で寄附をされた場合、現在お住まいの市町村の個人住民税や所得税から税額が軽減されます。

これまで皆さんからいただいたお志(寄附金)の状況と平成27年度の実績をお知らせいたします。今後も「あつまるまち」「つながるまち」「ひろがるまち」の実現に向け、より良いまちづくりに取り組んでいきますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年度までの寄附者人数等	寄附者人数 69名(延べ人数 69名)、寄附金額 4,830,000円
平成27年度の寄附者人数等	寄附者人数 25名(延べ人数 31名)、寄附金額 1,385,000円
総 計	寄附者人数 94名(延べ人数 100名)、寄附金額 6,215,000円
総計のうち、用途・目的等 事業種別の内訳	1. 景観の保全・整備に関する事業 1,105,000円 2. 教育の充実に関する事業 470,000円 3. 町長におまかせ!(*用途指定なし) 4,640,000円
寄附金の活用について	皆さんからの寄附金は、指定の用途の事業メニューに活用していきます。 また、活用した事業の概要・成果などは随時公表します。

ふるさと納税「返礼品」の取扱事業者説明会を開催します!

中標津町では、平成28年度より中標津町へふるさと納税をされた寄附者に対して、お礼品(特産品やサービス)を贈呈する事業を開始します。

そこで、お礼品を取扱う事業者向けの説明会を開催しますので、関心のある事業者の方はぜひご参加ください。

日 時 6月21日(火) ①午後2時～ ②午後7時～

会 場 総合文化会館

申込方法 6月17日(金)までに、申込書をFAX、または持参で提出してください。

申 込 先 企画課 企画調整係

※申込書は町ホームページ、または役場窓口で入手可能です。

問い合わせは、企画課 企画調整係まで。

広告



あなたもシルバー人材センターの 会員になって働いてみませんか

子どもたちが胸を張って中標津を語り誇りにする、そんなふるさとを創ってやりたい。「ふるさととは在るのではなく、創るものです。」と、シルバーのみんなが、空港・役場前・標津川大橋・高校の坂などにコスモス、マリーゴールド、ペコニアの花を咲かせているのです。

公益社団法人 中標津町シルバー人材センター

標津郡中標津町大通北1丁目 ☎79-1234



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

防災ワンポイント 第35回 全国瞬時警報システムについて

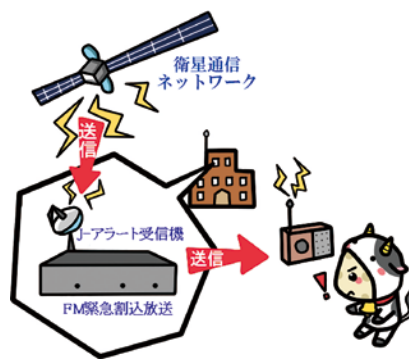
緊急地震速報、大津波警報、国民保護に関する情報等の緊急情報については、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から市区町村へ送信され、市区町村の機器の自動起動により国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム「全国瞬時警報システム（J-アラート）」が運用

されています。

緊急情報が中標津町で受信された場合、役場内に緊急アラームが鳴るほか、FMはな（87.0MHz）で緊急割込放送が自動的に放送される仕組みになっています。

※送信される緊急情報には以下のようなものがあります

- ・推定震度5弱以上の緊急地震速報
- ・弾道ミサイル情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ情報
- ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報



●全国瞬時警報システムの情報伝達訓練が実施されます

以下の日程で全国瞬時警報システム（J-アラート）の伝達訓練が実施されます。中標津町においても、緊急情報を受信したときに、自動的にFMはなへ緊急割込放送が行われるか確認します。緊急地震速報はJ-アラートにのみ送信されるため、中標津町ではラジオ放送以外に発信されることはありません。

日 時	平成28年6月23日(休) 午前10時15分ごろ
訓練内容	緊急地震速報のFM緊急割込放送
放送内容	「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」と3回繰り返し放送されます

訓練は機器が作動するか確認するものですが、緊急地震速報を見聞きした場合には身を守る行動（姿勢を低くする、頭を守るなど）を実践し、いざというときの心構えとして覚えておきましょう。

マメ情報

○地震や国民保護情報以外でも把握したい情報として、気象に関する情報があります。北海道が運用する「北海道防災情報システム」では、気象情報や気象警報・注意報などが発表されたときにメールでお知らせしてくれるサービスがあります。

● 特 徴 ●

- ・受信したい地区を振興局単位や市町村単位で選択できます。
- ・受信したい情報を選択できます。

気象情報、気象警報・注意報、地震情報、避難情報、記録的短時間大雨情報、河川情報 他



登録は北海道防災情報携帯サイトから行ってください。

URL : <http://i.bousai-hokkaido.jp/>

左記のQRコードからも読み取れます。



○FMはなでも中標津町の気象・道路交通情報を放送しています。

気 象 情 報	交 通 情 報
8時20分頃	8時40分頃
12時15分頃	12時50分頃
17時15分頃	17時25分頃

ラジオで中標津町内や管内の気象情報、主要な路線の道路交通情報をお知らせします。

放送は、月曜日～金曜日の1日3回です。

※緊急時は番組内で随時放送します。

電話（音声）で情報を得るには177天気予報電話サービスで最新の天気予報や発表中の気象注意報・警報などが確認できます。中標津町（根室管内）の情報は0153-73-5177にダイヤルして入手しましょう。



詳しくは、総務課 防災係まで。



意外とあります。マイナンバーを使う場面

税や社会保障などの手続きのために、行政機関や金融機関などへのマイナンバーの提示が必要になります。

学 生

- アルバイトを始めるときに**バイト先**へ
- 奨学金申請時に貸与元の**機関**へ
- 勤労学生控除の手続きで**勤務先**へ



就 職・退 職

- 源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続きで**勤務先**へ
- 税の確定申告などのときに**税務署**へ
- 雇用保険の失業等給付の手続きで**ハローワーク**へ



主 婦・子育て

- パートを始めるときに**パート先**へ
- 母子手帳の申込で**保健センター**へ
- 児童手当や出産育児一時金などの申請時に**役場**や**健康保険組合**へ



その他にも・・・

- 福祉や介護の手続きで**役場**へ
- 資産運用の手続きで**銀行**や**証券会社**へ
- 災害時の支援制度を利用するときに**役場**へ
- 保険金を受け取るときに**保険会社**へ



- マイナンバーのお問い合わせは、総合フリーダイヤル（無料）をご利用ください
- マイナンバーカードを紛失して、利用を一時停止する場合もこちらをご利用ください（24時間対応）

0120-95-0178

平 日：午前9時30分～午後8時
土 日 祝：午前9時30分～午後5時30分

問い合わせは、企画課 企画調整係まで。

～ 地域包括支援センターからのお知らせ ～

『生活支援コーディネーター養成研修』を開催します

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域における支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

町では、地域の支え合いを推進していく方を養成するための「生活支援コーディネーター養成研修」を開催します。参加は無料ですので、高齢者の生活支援や介護予防などに関心のある方の参加をお待ちしています。

- 《日時・場所》 1日目：6月29日(水) 午前9時50分～午後4時 中標津町総合文化会館コミュニティホール
2日目：7月5日(火) 午前10時～午後3時30分 役場302号会議室
- 《参加対象》 中標津町にお住まいで、地域での高齢者の生活支援・介護予防に関心があり2日間とも参加できる方
- 《定 員》 20名
- 《申込方法》 6月13日(月)までに電話で申し込みしてください。
※1日目の研修は、根室管内1市4町合同研修となります。

申し込み・問い合わせは、中標津町地域包括支援センター（介護保険課 介護支援係）まで。

『北海道女性の活躍支援センター』をご活用ください

北海道では、結婚、子育て、介護など女性のライフステージや就業、起業など様々なお悩みに電話・メール・面談で対応する『北海道女性の活躍支援センター』を開設しています。

「悩みがあるけど、どこに相談したらよいかわからない」、「挑戦したいことがあるけど、手順がわからない」などの相談に、経験豊かな女性の支援員が専門の相談機関や支援施策を紹介するなど、コンシェルジュとして対応するほか、起業や法律相談などの専門相談日を設けるなど、女性の総合相談支援機関として皆さんの相談に対応します。

- 《相談場所》 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 6階（休館日：年末年始、日曜、祝日）
- 《相談電話》 011-206-5711
- 《メー ル》 kitanojyousei@sirius.ocn.ne.jp
- 《相談時間》 月・火・木・金 午前10時～午後4時 水・土 午前10時～午後1時
※詳しくはホームページをご参照ください（<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>）

問い合わせは、北海道環境生活部 道民生活課 女性支援室 ☎011-206-6954（直通）まで。

地域おこし協力隊が行く！

其の
22

牛好きの私にとって心待ちにしていた季節となりました。移住をした当初は放牧風景を見ているだけで癒されていましたが、酪農家さんと知り合う機会が増え、お話をしていくにつれて酪農をもっと知りたい！もっと牛と触れ合いたい！という気持ちが強くなりました。

そんな願いが叶い、先日、酪農体験をさせていただきました。子牛の哺乳、えさやり、牛舎の掃除、寝糞の交換、搾乳、最後にミルカーの掃除まで。未経験の私を快く受け入れて下さった酪農家さんには本当に感謝しています。

牛は飼い主の顔を覚えているので牛舎に近づくとモーモーと鳴き、寄って

来る光景を見て羨ましくなりました。しかし、よそ者の私も牛舎へ入ると「この人は誰だ？」と興味津々の牛たちが寄って来たのがとても嬉しかったです。

そして念願だったトラクターの試乗もさせていただきました。冬の除雪車体験の時もそうでしたが、まず運転席からの高さに驚き、これから草の収穫時期になるとあたり一面緑が広がり、見上げたら青空という絶景の中で運転していると想像するだけで羨ましく思いました。

今後自分の将来の中で何かの役に立ちたいという思いから、トラクターの免許を取得しようと密かに思っています。

酪農作業のすべてではありませんが、一つ一つの作業をしているのが楽しくて幸せな時間でした。

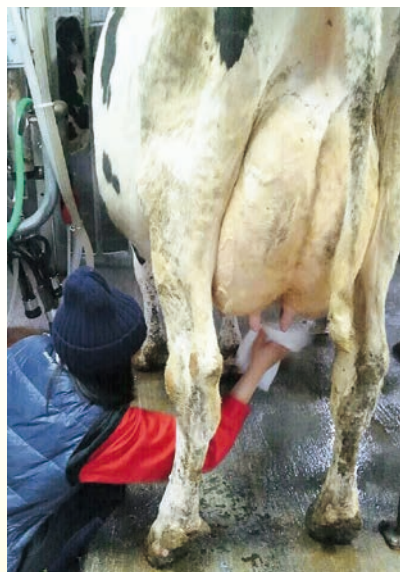
慣れない作業で翌日には筋肉痛になってしまいましたが、この作業に加えて畑作業や何頭もいる牛の健康管理などを365日休まず行っている酪農家さんを本当に尊敬します。

私たちが普段、牛乳や乳製品を安全に美味しく食べることができるのは、その裏側で酪農家さんの想いや苦労がたくさんあることを、この体験を通じて改めて実感することができました。



中標津町地域おこし協力隊

こいけ ひとみ
小池 瞳 (役場経済振興課内)
メールアドレス koike@kaiyoudai.jp



stringcheese・ソーセージをつくりませんか

畜産食品加工研修センターでは、多くの方に活動内容や製品を知ってもらい、同時に作る楽しさを体験してもらうことを目的として、未経験者や個人の方を対象とした研修会の参加者を募集しています。

stringcheese

日時 6月20日(月) 午前10時30分～午後3時 (終了時間は多少前後あり)
費用 一人 2,076円

ソーセージ

日時 6月27日(月) 午前10時～午後2時 (終了時間は多少前後あり)
費用 一人 2,372円

■募集人数 各10名(先着順)

■募集期間 6月6日(月)～15日(水) ※定員になり次第締め切り

■持参するもの 昼食(飲み物・お菓子含む)

※白衣・三角巾・作業用長靴は用意します。

※作った製品はお持ち帰りができます。



申し込みは、畜産食品加工研修センター ☎78-2216まで。



入居時期 7月1日～(予定)
※上記は変更の可能性あります。
※平成26年度から道営住宅の管理は下記事業者が行っています。お間違えのないようお願いします。
申し込み・問い合わせは、道営住宅(中標津町)指定管理者 (有)アクロス 072-5515まで。

年金相談所開設のお知らせ

開設日時

7月5日(火) 午後1時～午後5時
7月6日(水) 午前9時～午後2時

開設場所 中標津町役場 会議室

予約受付期間

6月13日(月)～6月29日(水)

予約申し込みは、釧路年金事務所 0154-61-6000まで。

無料法律相談のお知らせ

日時 7月19日(火)
午前10時30分～午後3時
場所 中標津町役場
担当弁護士 鍛冶 孝亮 弁護士
申込受付 7月1日(金) から先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

定員 7名
詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

児童手当現況届の提出を

児童手当を6月以降も受給するためには、6月1日現在の現況届の提出が義務付けられています。対象者(手当受給者)へは現況届の用紙を送付しますので、6月30日(木)までに提出してください。

※今年5月以降に児童手当を申請した方(出生・転入等)は、今年度は現況届を提出する必要はありません。

※今年1月2日以降に転入した方は、前住所地の市区町村長が発行する「平成28年度(平成27年分所得)所得課税証明」の提出が必要です。

詳しくは、子育て支援室 子育て給付係まで。

特定疾患等患者 通院交通費補助について

特定疾患等で町外の医療機関に通院が必要な方の交通費の一部を補助しています。

対象者

北海道知事から医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方(特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業又は小児慢性特定疾患の治療研究対象疾患に罹患)と、医師が必要と認めた介助者1人。ただし、介助者分については公共交通機関を利用した場合のみ対象(領収書が必要)。

※次の方は対象となりません。

・公共交通機関運賃のかからない乳

幼児分

- ・前年の所得が一定の基準額を超える方
- ・生活保護法による医療扶助の移送費等または他の法令等による通院交通費相当分の全額給付を受けている方

補助対象期間

平成28年1月1日から平成28年6月30日までの通院分

申請受付期限

8月31日(水)まで

詳しくは、福祉課 福祉支援係まで。

自転車の安全利用をお願いします

自転車搭乗者が第三者を死亡または重症を負わせたことで、高額な損害賠償責任を負う判決が相次いでいます。

もしものために「TSマーク付帯保険」に加入しましょう。これは、自転車安全整備士の点検・整備を受けTSマークを貼付した自転車の搭乗者が対象となります。補償額は最高5,000万円、1年間有効です。費用は自転車の点検・整備を受ける料金で、内容によって異なります。

詳しくは、最寄りの自転車販売店にご相談ください。

交通安全指導員を募集します

主な活動は、春夏秋冬の交通安全運動期間(各10日間)における登校・通勤時間帯の交通指導やイベント開催時の交通整理、街頭啓発への参加活動などです。

応募資格

- ・町内に居住する75歳未満の成人で普通運転免許を所持している健康な方
- ・日中時間帯の出勤に対応可能な方

募集人数 2名(性別不問)

任期

平成29年3月31日まで(再任あり)

応募方法

履歴書を提出してください。

詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

「危険物取扱者保安講習」のご案内

消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習を実施します。

受講対象者

- ①継続して危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者(前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講)
- ②危険物の取扱作業に従事していなかったが、その後従事することになった方(従事することになった日から1年以内に受講)
- ③②に該当し、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方(免状交付日又は講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講)

講習日 7月28日(木)

場所 中標津消防署 講堂

申込締切

7月15日(金)

申し込み・問い合わせは、(一社)

北海道危険物安全協会連合会

〒060-0004

札幌市中央区北4条西6丁目1

(毎日札幌会館9階)

011-205-5088

ホームページ

<http://www.hokkiren.jp/>

受講申請書は、消防本部または消防署にあります。

詳しくは、消防本部 072-9114まで。

「甲種防火管理新規講習」のご案内

消防法施行令第3条第1項に基づく甲種防火管理新規講習を実施します。

日程 7月21日(木)～22日(金)

場所 中標津消防署 講堂

申込期間 6月13日(月)～24日(金)

申し込み・問い合わせは、(一社)

北海道消防設備協会

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1-4

(三井生命札幌共同ビル3階)

011-205-5951

※受講申込用紙は、消防本部または消防署にもあります。

((一社)北海道消防設備協会ホームページ <http://www.hokkaido-setsubikyokai.or.jp/>からもダウンロードできます。)

休日公証相談所を開設します

日時 6月26日(日)
午前10時～午後4時
場所 釧路公証人役場
釧路市末広町7丁目2番地
金森ビル1階

相談内容 遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など

相談料 無料

申込方法 相談を希望される方は、6月24日(金)までに電話予約をお願いします。

申し込み・問い合わせは、釧路公証人役場 0154-25-1365まで。

無料調停相談会のご案内

日時 6月10日(金)
午後6時～午後8時
6月11日(土)
午前10時～午後3時
場所 交流プラザさいわい 4階
釧路市幸町9番地1
相談内容 夫婦関係、遺産相続、土地建物、金銭貸借、交通事故など

※予約不要、相談料無料

問い合わせは、釧路調停協会事務局 0154-41-4171まで。



健康

保健センターからのお知らせ

「特定健康診査」個別健診のお知らせ

中標津町国民健康保険加入の方の特定健康診査を、下記の医療機関で実施しています。

対象 中標津町国民健康保険加入の40～74歳の方

※昭和52年3月31日以前に生まれた方で健診日に75歳未満の方

医療機関・予約方法

- ・石田病院 ☎72-9112
石田病院へご予約ください。
- ・富沢内科医院
予約は不要です。食事をとらずに、診療時間内に受診してください。
- ・町立中標津病院 ☎72-8200
町立中標津病院へご予約ください。
- ・釧路がん検診センター
がん検診と一緒に受診できます（別料金）。
- ・釧路がん検診センターへご予約ください。 ☎0154-37-3370

料金 無料

実施期間 平成29年3月31日まで

注意事項 受診の際には、「特定健康診査受診券」と「健康保険証」が必要です。

問い合わせは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ（7月分）

実施期間 7月1日（金）～29日（金）
毎週火～金曜日
（午前10時30分～11時）

対象 20歳以上の方

内容 問診、骨密度測定（腰椎・大腿（太もも）骨）、診察

料金 2,600円
（70歳以上1,300円）
国民健康保険加入の女性、後期高齢者医療保険・生活保護の方：無料

定員 1日2名

実施場所 町立中標津病院 整形外科

申込締切 6月20日（月）
申し込みは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

中標津町食生活改善協議会主催 骨太クッキングのご案内

実施日 6月28日（火）
午前10時30分～午後1時

対象 町内在住の方

内容 講話・調理実習

参加費 300円（材料費）

持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具

定員 10名

実施場所 中標津町保健センター

申込締切 6月22日（水）

申し込みは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

子宮頸がん検診のお知らせ（7月分）

実施期間 7月1日（金）～29日（金）
毎週月～金曜日
（午前8時30分～11時）

対象 20歳以上の女性
（検診の間隔は2年に1回）

内容 頸部細胞診
膣エコー検査（希望者のみ）

料金 2,200円
（70歳以上1,100円）
膣エコー検査は1,000円

実施場所 町立中標津病院 産婦人科

申込締切 6月20日（月）
申し込みは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。



税金

6月は国民健康保険税（第1期）、 町道民税（第1期）の納期です 【納期限は6月30日】

国民健康保険税、町道民税（普通徴収）の納税通知書は、6月中旬から随時普通郵便により送付します。もし、届いていないという方がいましたら下記担当まで連絡ください。

【担当】

国民健康保険税～住民保険課国保係
町道民税～税務課住民税係

今月納期分の指定口座からの振替日は6月30日（木）です。口座振替を申し込まれている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

固定資産税第1期及び軽自動車税 の納期がすでに経過しています。

納期限を過ぎた税は「滞納」となります。もう一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

<休日・夜間相談窓口>

夜間相談日

6月16日（木） 午後6時～午後8時

休日相談日

6月26日（日） 午前9時～午後5時

平日の昼間に時間をとることができない方は、夜間・休日に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

なお、当日窓口では町税・国民健康保険税以外は納めることができません。

町税・国民健康保険税の納付には、口座振替（自動振込）が便利です。ご希望の町内の金融機関に申し込みください。手続きに1ヶ月程度かかりますので早めの手続きをお願いします。



一般

ごみの排出時間について

ごみの収集は午前8時30分から始

まります。収集日に関係なくごみを出してしまうと、収集待ちのごみが溜まってしまい景観上よくないばかりか、ごみの紛失にもつながってしまいます。ごみは収集日の朝、午前8時30分までに出示してください。

詳しくは、生活課 環境衛生係まで。

町営住宅入居者募集

募集団地

・宮下高台団地（2階建）

西3条南4丁目

3LDK（2階）1戸（風呂設備リース）
昭和62年建設 ※単身不可

家賃 18,400円～36,200円
他駐車場使用料、共益費

・あずまグリーン団地（4階建）

東18条南4丁目

2LDK（4階）1戸（風呂設備リース）
平成4年建設

家賃 19,100円～37,500円
他共益費

・あずまグリーン団地（4階建）

東19条南3丁目

1LDK（2階）1戸（給湯設備リース）
平成元年建設

家賃 13,500円～26,600円
他共益費

・旭第2団地（2階建）

東8条南3丁目

3LDK（2階）1戸

平成24年建設 ※単身不可

家賃 29,100円～57,200円
他駐車場使用料、共益費

受付期間

6月7日（火）～17日（金）

受付場所

住宅係（役場2階窓口④番）

入居時期

7月下旬見込

選考方法

運営委員会の意見を聞いて、困窮度の高い方から入居を決定します。
※入居者資格には条件（所得制限・暴力団員の制限等）があります。
※6月17日時点で町税等（保険料・使用料・負担金等含）に滞納がある方は入居できません。
詳しくは、都市住宅課 住宅係まで。

道営住宅入居者募集

募集団地

・泉中央団地（3階建）

西8条北6丁目2番地

B棟1階 3LDK 1戸

平成5年建設 ※世帯向け一般住宅

C棟1・2階 3LDK 2戸

平成6年建設 ※世帯向け一般住宅

家賃 20,100円～40,400円

他駐車場使用料、共益費、
給湯設備使用料

参考：前回応募倍率 9.5倍

※家賃は収入によって変動します。

※入居資格には条件（所得制限・暴力団員の制限等）があります。

募集案内配布

6月2日（木）～15日（水）

（日曜日は除く）

入居申込受付

6月8日（水）～15日（火）

（日曜日は除く）

抽選日

6月22日（水）（予定）

抽選会場

中標津経済センター



大型連休初日の4月29日、開陽台展望館が今季の営業を開始しました。

風が強く雪が降り積もり、4月末とは思えない天候でしたが、36名の方々が訪れました。

開陽台展望館は、10月下旬までの営業を予定しています。



4月
29日

開陽台展望館オープン

1～2月に募集していた「なかなか健康なかしべつ（中標津町健康づくり推進計画）」のロゴマークには幅広い年代の方々からご応募いただきました。応募作品を、中標津町健康づくり推進連絡会議で審査した結果、東小学校2年生の宮田菜摘さんの作品が選ばれ、表彰式が行われました。



4月
25日

「なかなか健康なかしべつ」ロゴマーク 決定！

選ばれたロゴマークは、今後、計画のさらなる推進のために活用されます。



中標津自動車学校では、毎年町内全学校の児童生徒を対象とした交通安全教室を実施しています。18日には武佐小学校の児童が交通ルールやマナーなどを学びました。

武佐小学校児童交通安全教室

5月
18日

中標津農業高等学校農業クラブが、熊本地震募金活動を行いました。多くの方のご協力により、137,349円もの募金が集まり、中標津町共同募金委員会へ贈呈しました。

被災地の1日も早い復興を願うとともに、ご賛同いただいた中標津町社会福祉協議会様、株式会社東武様、J A 中標津様には心から感謝申し上げます。



6月
14日

中標津農業高校農業クラブ 熊本地震街頭募金活動

平成28年
6
VOL.642
(毎月5日発行)

中標津

なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報推進・広報調査係までご連絡ください。



広報中標津は、環境保護のため産間伐材と古紙を配合した用紙および100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。



4月30日現在住民登録人口

町の人口	23,917 (+193)
男	11,670 (+119)
女	12,247 (+74)
世帯数	11,057 (+111)
	()内は前月比

65歳以上の人口 5,568人 (高齢化率23.4% 介護保険課調)

誕生 19人 死亡 22人 転入 317人 転出 121人